令和元年度 ピアサポーター養成講座

長野市精神障害者地域移行・地域生活支援事業(長野市より受諾) 主催 NPO 法人ポプラの会 令和 2 年 2 月 19 日 (水)

講師 飯島 富士雄氏 長野社会復帰促進会 会長 演題「家族として当事者への想い・ピアサポートへの想い」 飯島富士雄 プロフィール

2020年2月12日現在

1950年 地蔵峠の先の傍陽村(そえひむら)生まれ

2002年より 長野社会復帰促進会会長 長野市近辺の精神障がい者の家族会

障がい者関連の役職

長野市社会福祉審議会 委員 NPO ながのかれん 幹事 NPO 法人さくら会 副理事長 NPO 法人ポプラの会 理事 NPO 法人ニューライフ 相談役

ピアサポーター 養成講座

2020年2月19日

社会復帰促進会 飯島富士雄

A 当事者と共に行きて

- 1、 自己紹介 日本の現状
- 2、 障がい者の家族
 - 1、家族として
 - 2、地域生活の現実
 - 3、ケアをめぐる現実
- 3、 親の思い
 - 1、母親の偏見
 - 2、親の希望
 - 3、趣味に生きる
 - 4、母子家庭
- 4、 引き蘢り
- 5、 自宅訪問 ピアサポーターとして
 - 1、家族の受け入れ態勢
 - 2、傾聴
 - 3、話題

- 4、家族会会員のピアーサポーターに対する要望・意見
 - 1、話し相手になって欲しい、軽い話題で雑談等
 - 2、さらりとしたコミュニケーションが取れれば良いと思う
 - 3、コミュニケーションを取るのが難しいのではないか?
 - 4、本人との相性が問題では?
 - 5、友人になれれば、その人の話を聞くのでは

親の話はなかなか聞かない当事者が多い

例えば、障害年金を申請する事とか、親が言ってもなかなか 納得しかったがピアが言ったら早速申請したと言う話も聞き ました

その他、

- 1、出来れば一緒に医療機関に受診して欲しい
- 2、必要な時に来て頂けるか?
- 3、24時間対応?
- 4、ピアーがかえって具合が悪くならないか?
- B 家族会として
- 1、 同病相憐む
- 2、 とにかく生きる事 生きるとは
- 3、 自殺予防 孤独が自殺を助長する

「ノーマライゼーション 障害者の福祉」 2016年2月号

いま、障害のある人と家族は

土屋葉

はじめに

「障害」は多様であり必然的に「障害者の家族」も多様である。さらに障害のある人との関係(親子・きょうだい・配偶者など)により、一人ひとりの家族との関わりもそれぞれ異なってくる。ここですべての「家族」に言及することは到底できないことをお許しいただきたい。

さて、これまで日本において「障害者の家族」は、もっぱら障害のある本人を経済的にも身辺的にも支援する存在として位置づけられてきた。象徴的には、親たちが高齢になっても障害のある子どもの世話をしつづけることを前提として、「親亡き後」の生活のあり方が議論されるというように。

しかし、日本も2013年に批准した「障害者の権利に関する条約」は、家族への支援の必要性についても言及している。前文においては、障害のある人の権利の享受について家族が貢献できるよう、本人と家族の構成員は必要な支援や保護を受けるべきであるとされている。では、今の日本社会において、障害のある人は他の人と同じ権利を享受することができ、家族はそのために必要な支援を受けることができているのだろうか。

「地域生活」の現実

近年、「地域移行」をスローガンとした政策が進められるなかで、幼少期から高齢期まで、障害のある本人の地域での生活を保障するための制度が整えられつつある。いわゆる「重度」の障害のある人、知的障害のある人、医療的ケアを必要とする人が、24 時間の支援を得て地域生活をする例も報告されている¹⁾。

しかし、家族が障害のある人の扶養や世話を引き受けているというのも、「今は昔」の話ではない。データを参照しつつ考えてみよう。

厚生労働省の調査 ²¹によれば、65 歳未満では、知的障害のある人は年齢層が比較的若い世代に偏ってはいるが、同居者がいる人の、実に 90.7%は親と暮らしている。また、精神障害のある人はやや高い世代に偏っているものの、65.7%が親と暮らしている。身体障害のある人は高年齢層に偏っており、59.7%は夫婦で生活しているが、40.7%は親と(も)、35.5%は子どもと(も)生活をしている。

一方で、精神障害のある人で入院患者の割合は10.1%、知的障害のある人で施設入所者の割合は16.1%となっており、無視できる数値ではない。グループホームで暮らす人は増加傾向にはあるものの、知的障害のある人の11.5%、身体障害のある人の4.2%、精神障害のある人の3.5%にすぎない。また地域による差も大きい。たしかに重い障害のある人が単身で、またはグループホームで暮らしている例もある。しかしこれらのほとんどは大都市圏での話である。

収入についても確認しておこう。厚生労働省の調査では、1か月の収入が「9万円 未満」と答えた人の割合は、知的障害のある人の54.2%、精神障害のある人の 52.7%を占めており、半数以上の人が月に9万円に満たない収入しか得ていない。

まとめよう。とりわけ先天的な障害のある人、あるいは比較的年齢が若いうちに障害をもった人は、年齢を重ねても未婚のまま親やきょうだいと暮らしている。収入は、地域で独立の生計を営むには十分なものではない人が多く、そうした場合は、生活費・治療費を含めた金銭的支援を家族が担っている。単身で、あるいはグループホーム等で暮らす人は決して多いとはいえず、かつてと比べ本人に対するサービス体制が整えられてはいるものの、家族に依存する生活を送る人が多い。

ケアをめぐる現実

家族による扶養・世話責任は、いくつかの法律や制度によって補強されている。障害者が家族に扶養・世話される存在として位置づけられることを顕著に示しているのが「保護者」規定である。知的障害者については知的障害者福祉法(第15条の

2)において保護者をもつことが定められており、多くの場合、家族がその役割を担っている。また精神障害者については、2014年の精神保健福祉法改正により保護者規定は廃止されたが、家族の負担が軽減されたわけではない³¹。これは民法において扶養義務規定(第877条、第752条)が存在することとも無関係ではないだろう。

実際に、日常生活の支援について多くは家族が担っている。きょうされんが行なった調査では、「主な介護者」は、母親が 64.2%でもっとも多く、その約半数は 60 代以上であった 40。また国民生活基礎調査によると、介護保険を利用する「要介護者」の「主たる介護者」は、配偶者が 26.2%、子が 21.8%、子の配偶者が 11.2%である。このうち女性が 68.7%を占めていることから、妻、娘、嫁という立場の人がケアを引き受けていることが推測される 50。こうした現実は、家族が愛情をもってケアを引き受けるべきであるという根強い規範によっても支えられている。

一方で、慢性的な病気や障害、精神的な問題を抱える親や家族の世話をしている子どもやティーンエイジャー(「ヤングケアラー」)に注目が集まっている。彼らが行うのは、介護/ケア・投薬の管理(の補助)、家事やより幼い家族成員の世話などであり、自分の勉強や部活動、クラブ活動は後回しとなる。近年、ヤングケアラーを支援する団体によって実態調査が行われるなどの動きがある ⁶⁾が、公的な支援体制はいまだ構築されていない。

「殺させない」社会に向けて

脳性まひの著者、横塚晃一による『母よ!殺すな』という衝撃的なタイトルの本が刊行されたのは1975年のことだった。しかし障害のある人を手にかけてしまう家族の例は残念ながら現在でも後を絶たない。「心中」、「介護殺人」、「子殺し」として報道されるのは、閉鎖的な空間において一人でケアを担うなかで心身を病み、SOSを出すことができなかった家族の姿である。

この間の生活保護制度の扶養義務強化等の動きにみられるように、今後ますます 家族責任や家族規範が強められる可能性がある¹¹。 すでに限界をむかえている家 族が、さらに「がんばる」ことを強要されることに慄然とする。

こうした、家族のみに責任を帰するような社会のあり方自体を問い直すことが必要である。まずは、住む地域や「障害者」カテゴリーによる差が生じないかたちでの、障害のある人への所得保障や支援体制を整備していくことは喫緊の課題である。また合わせて、ケアを担う家族への支援体制の整備も必要である。たとえば、イギリスでは1990年代から介護者支援、なかでも介護者へのアセスメントへの注目が集まっている。介護する家族を個人として認めたうえで、彼らのニーズに適切に対応することが目的とされ、日常生活のみならず、労働や生涯教育、余暇活動への参加の意思についてもアセスメントが行われる ⁸¹。日本においても家族の「ケアする/しない(離脱する)権利」を前提とした、年齢層を問わない家族への支援体制の構築が求められる。

「障害者の家族」となることで、人は豊かな世界を知ることができる。しかしその際、 介護者としての負担のみが大きく立ちあがってくることは、あってはならない。家族 としての喜びや楽しみをそれ自体として享受できるよう、社会がすべきことはまだ多 くある。

(つちやよう 愛知大学文学部教員)

(扶養義務者)

第 877 条

- 1. 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。
- 2. 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。
- 3. 前項の規定による審判があった後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。

4.

解説

1項の兄弟姉妹とは、父母の双方を共通にする全血兄弟姉妹か、父母の一方のみを共通にする半血兄弟姉妹かを間わない。

2項で3親等内の親族の扶養義務を定めるが、おじおば、甥姪、その各配偶者にまで扶養義務が生ずることになることから、特別の事情と家庭裁判所の審判を必要とした。

扶養の順位・程度・方法

扶養の順位・程度・方法について明治民法は詳細にわたり定めていた。しかし、現行民法は扶養の順位や方法が硬直的に決定することを避けるため、まずは当事者間の協議(扶養契約)に委ね、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、扶養権利者の需要、扶養義務者の資力その他一切の事情を考慮して、家庭裁判所が、これを定めることとされている。

扶養義務者の順位について一般には、直系の親族は兄弟姉妹に優先し、直系血族間に おいては親等の順序により、兄弟姉妹間においては同父母の者が優先し、普通養子での 養方と実方の関係においては養方が優先し、資力に差があるときは大きい者が優先する とされる(ただし、一応の目安であり個々の事情が考慮される。